

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年から平成〇年〇月までの間、主に土木工事等の現場で、バイブレーター、インパクトドライバー等を使用した土木作業員として振動業務に従事していた。平成〇年〇月〇日、手指が白くなることはないが、両手指がいつもこわばっているように感じるとして、A医院に受診し「振動障害」と診断された。なお、請求人は、上記期間のうち、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで（〇年〇か月間）は振動障害の治療のため振動業務に従事しておらず、また、請求人が振動業務から離れた日は平成〇年〇月〇日である。

請求人は、土木工事等の現場で、バイブルーター、インパクトドライバー等を使用した振動業務に従事していたため振動障害に罹患したとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求（以下「前回請求」という。）をしたところ、監督署長は、請求人に発症した振動障害は、労働基準法施行規則別表第1の2第3号の3に定める業務上の疾病に該当するとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これら処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官がこれを棄却したので、再審査請求に及んだものの、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成24年労第532号。以下「前回裁決」という。）。

今般、請求人は、平成〇年〇月〇日、A医院を再受診し、「振動病」（以下「本件疾病」という。）と診断されたことから、前回請求と同様の理由で、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は振動障害の認定基準（昭和52年5月28日付け基発第307号。以下「認定基準」という。）を満たす状態であるとは判断できず、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、要旨、B医師による直近の診断結果（平成〇年〇月〇日付け）において、末梢循環障害が「認められる」、末梢神経障害が「著明に認められる」とされ、また、運動機能障害も「著明に認められる」とされ、認定基準を充足しているにもかかわらず、監督署長及び審査官が認定基準の要件を満たしていないとして休業補償給付を不支給処分としたのは不当である旨主張する。

（2）当審査会は、前回裁決において、「請求人の振動障害は認定基準を充足しない。」と判断したところであり、本件は、前回裁決後のB医師の診断結果による前回

裁決と同じ振動業務従事期間に基づく請求であって、請求人は以後新たな振動業務に従事していない。振動障害については、振動業務を離れてからは症状が増悪することはないことが医学的知見として認められていることから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、本件疾病が請求人らの主張する振動ばく露に起因するものとは認められず、業務上の事由によるものではないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。